船舶事故調査報告書

令和４年６月１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　　田　村　兼　吉
委　　員　　岡　本　満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和３年１０月１４日　０７時００分ごろ
発生場所	香川県小豆島町地蔵埼南方沖 地蔵埼灯台から真方位１９３°１，２００m付近 （概位　北緯３４°２４．３′　東経１３４°１３．９′）
事故の概要	プレジャーボート向井丸は、漂泊中、また、プレジャーボート克規丸は、東南東進中、両船が衝突した。 向井丸は、左舷中央部外板に破損等を生じ、また、克規丸は、船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和３年１２月２０日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	Ａ　プレジャーボート　向井丸、５トン未満 ２７１－２８６５４岡山、個人所有 ７．６１m（Lr）×１．９５m×０．６０m、ＦＲＰ ディーゼル機関、１２９．００kW、平成７年６月 Ｂ　プレジャーボート　克規丸、５トン未満 ２７１－２７６５３岡山、個人所有 ７．２７m（Lr）×１．８５m×０．６２m、ＦＲＰ ディーゼル機関、５２．２０kW、平成６年６月
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　６２歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５８年３月４日 免許証交付日　平成２９年９月１９日 （令和５年３月２８日まで有効） Ｂ　船長Ｂ　８４歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５８年７月１１日 免許証交付日　平成３０年８月３０日 （令和６年７月２５日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	Ａ　左舷中央部外板及び操舵室左舷外板に破損

	Ｂ　船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北北西、風力　３、視界　良好 海象：波高　約０．５ｍ
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、知人３人を乗せ、釣りの目的で、令和３年１０月１４日０５時５０分ごろ、香川県小豆島南方沖の釣り場に向けて、岡山県玉野市宇野港を出港した。 Ａ船は、香川県豊島の南方沖から東南東進し、船長Ａが、地蔵埼南方沖に約５０～１００隻の釣り船（以下「本件釣り船群」という。）を認めたので、少し離れて釣りをしようと思い、０６時５５分ごろ、本件釣り船群西端の約３００ｍ西方で機関を中立運転とし、船首を北方に向けて漂泊した。 船長Ａは、同乗者３人に釣りを始めることを告げ、同乗者が３人とも船首部に移動し、自身が船尾部で釣りの準備を始めたところ、左舷方（西方）約３００～４００ｍに、Ａ船に真っ直ぐに向かって来るＢ船を視認し、Ｂ船が約２００ｍの距離になってもそのまま進路を変えずに向かって来るので、衝突の危険を感じた。 船長Ａは、船首部にいた同乗者と共に大声を出して注意喚起を続け、Ｂ船がそのうちに気付いて避けるものと思い、避航措置を行わずに漂泊を続けていたところ、０７時００分ごろＡ船の左舷中央部とＢ船の船首部とが衝突した。 船長Ａは、同乗者に負傷者がいないことを確認したが、操舵室が破損するなど船体の被害が大きいので機関を停止し、海上保安庁に救助を要請した後、Ａ船を安定させるように、船尾にＢ船を船首着けしてもらい、係留して投錨した。（写真１参照） 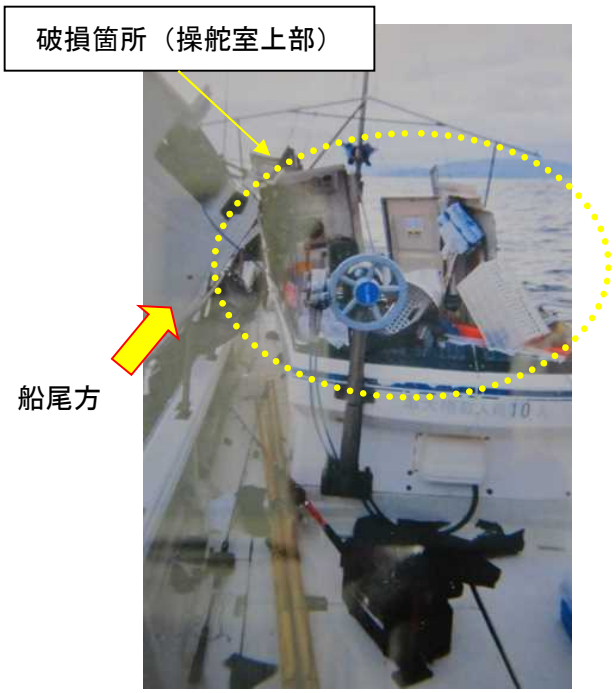 写真１　本事故後のＡ船（船首側から）（船長Ａ提供）

	Ａ船は、海上保安庁の巡視艇により、近くの港にえい航された。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、知人２人を乗せ、釣りの目的で、令和３年１０月１４日０６時００分ごろ、小豆島南方沖の釣り場に向けて宇野港を出港した。 Ｂ船は、船長Ｂが、操舵区画右舷側壁後端に取り付けられた舵輪の船尾方に置いた椅子に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、約１３ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、船首が浮上し、船首方に死角を生じた状態で小豆島西方沖を南進した。（写真２参照） 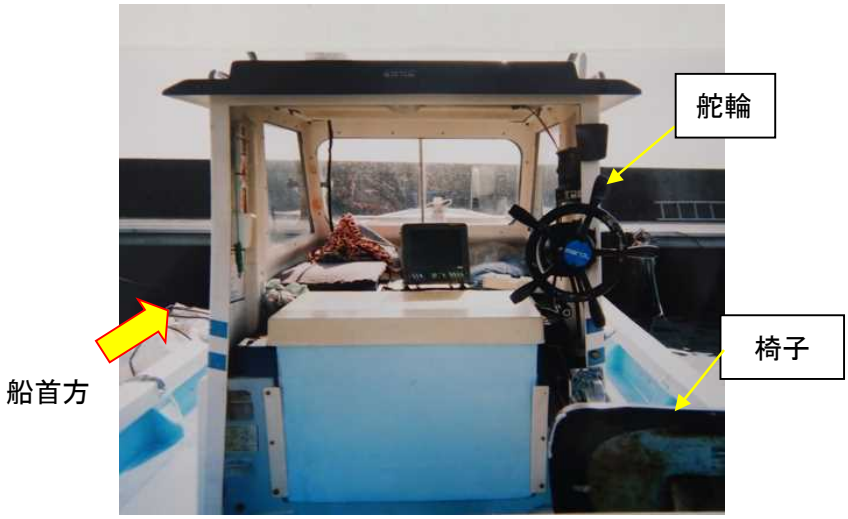 写真２　Ｂ船操舵区画付近（停泊状態、船尾側から） （船長Ｂ提供） Ｂ船は、小豆島南西端の黒埼西方沖で、船長Ｂが、進行方向の左舷方近距離に他船を認めなかったので航行に支障となる船舶がいないと思い、左転し、釣り場に向けて東南東進した。 Ｂ船は、船長Ｂが、船首方（東南東方）の釣り場付近に本件釣り船群を認めてその西端付近で停船するつもりで、本件釣り船群を注視し、その西端まで数百ｍになったので減速しようと思っていたところ、船首方至近にＡ船を視認し、機関を中立運転としたものの間に合わず、船首部とＡ船の左舷中央とが衝突した。 船長Ｂは、Ａ船中央部に乗り揚げていたので、機関を後進運転として離し、船長Ａに負傷者がいないことを確認した後、船長Ａから海上保安庁に通報したことを伝えられ、Ａ船の船尾にＢ船を船首着けして待機した。 （付図１　事故発生経過概略図　参照）
その他の事項	船長Ａは、ふだんから、他船が漂泊中のＡ船を避けていたことから、本事故時も、Ｂ船がＡ船を避けてくれると思っていた。 船長Ｂは、宇野港周辺を移動する時は、海域が狭く、航行船舶が多いので、約１０kn以下の速力で航行して立って操船を行っていたが、

	本事故当時は、釣り場までの移動時間が長く、航行船舶が少ない海域なので、舵輪の船尾方の椅子に腰を掛けて操船を行っていた。 　船長Ｂは、航行船舶が少ない海域を航行する際は、船首方に死角を生じていても、転舵の際などに進路の方向を確認し、周囲の見える範囲の見張りを行っていれば、航行に支障のある船を把握できると思っていた。 　Ｂ船は、レーダーを搭載していなかった。 　Ｂ船は、約１０kn 以上の速力で、船長Ａが舵輪の船尾方に置いた椅子に腰を掛けて船首方を見通した際、正船首右舷約５°から左舷約２０°の範囲に死角を生じていた。 　船長Ａ及びＡ船の同乗者は救命胴衣を着用していた。 　Ａ船は、電子ホーンを搭載していなかった。
分析 　乗組員等の関与 　船体・機関等の関与 　気象・海象等の関与 　判明した事項の解析	 Ａ　あり、Ｂ　あり Ａ　なし、Ｂ　あり Ａ　なし、Ｂ　なし 　Ａ船は、地蔵埼南方沖において漂泊中、船長Ａが、真っ直ぐに向かって来るＢ船を認めたものの、大声での注意喚起にＢ船が気付いて避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　船長Ａは、ふだんから、他船が漂泊中のＡ船を避けてくれていたことから、本事故時も、Ｂ船がＡ船を避けてくれると思っていたものと考えられる。 　Ｂ船は、地蔵埼南方沖において、船首浮上により船首方に死角を生じた状態で東南東進中、船長Ｂが、船首方に航行の支障となる船舶がいないと思い、本件釣り船群を注視して同じ針路で航行を続けたことから、船首方のＡ船に接近していることに気付くのが遅れ、機関を中立運転としたものの間に合わず、Ａ船と衝突したものと考えられる。 　船長Ｂは、本事故当時、釣り場までの移動時間が長く、航行船舶が少ない海域であることから、舵輪の船尾方の椅子に腰を掛けて操船を行い、船首方に死角を生じた状態で、航行を続けたものと考えられる。 　船長Ｂは、黒埼西方沖で釣り場に向けて左転する際、進行方向に他船を認めなかったことから、船首方に航行の支障となる船舶がいないと思い、船首方に死角を生じた状態のまま、航行を続けたものと考える。
原因	本事故は、地蔵埼南方沖において、Ａ船が、漂泊中、Ｂ船が、船首浮上により船首方に死角を生じた状態で東南東進中、船長Ａが、真っ直ぐに向かって来るＢ船を認めたものの、大声での注意喚起にＢ船が気付いて避けてくれると思い、漂泊を続け、また、船長Ｂが、船首方

	に航行の支障となる船舶がいないと思い、本件釣り船群を注視して同じ針路で航行を続けたため、船長ＢがＡ船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、漂泊中、接近する他船を認めた時は、他船が気付いて避けてくれるなどと思わずに、機関を使用して早期に避航措置を行うこと。また、接近する船舶に対して注意喚起を行うことができるエアホーンなどを装備することが望ましい。 ・船長は、航行中に、椅子に腰を掛けた状態で船首方に死角を生じる時は、船首方に停船している船舶がいることなどを考慮し、時々立ち、又は船首を振るなどして、死角を補う見張りを行うこと。

付図１　事故発生経過概略図